

No.	質問内容	回答
1	調査期間について、実施期間が8月31日で中間報告が6月までとなっているが、短期間で実施する背景について教えて欲しい。	仕様書にも記載しましたように、2020年2月「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が閣議決定される等、再生可能エネルギーの導入に向けた政策的な議論が進んでおり、これらの議論にタイムリーに貢献するため、中間報告を6月、実施期間を8月とさせていただいています。
2	再委託先からの再々委託先について、公募応募時点で再々委託の有無や再々委託先が未確定の場合、調査開始後に再々委託先を設定することもよいか。	NEDO事業では、「再委託先から第三者への再度の委託（再々委託）は認められません。」再々委託ではなく、再委託又は外注への変更等をご検討願います。
3	公募要領に記載の「業界団体におけるポテンシャルデータ等」は、一般に公開されている情報を想定しているか。	一般に公開されている情報を想定しております。
4	公開情報以外のデータを使用する場合、データの取得は受託者が行うことになるか。また、取得に係る費用は受託者が負担することになるか。	公開情報以外のデータを使用する場合、受託者にて取得をお願いします。取得にかかる費用は委託調査に係る経費として計上が可能です。なお、本調査事業では調査委託契約約款を適用するため、計上できる項目については、約款及び、公募サイトに掲載している「提案書」雛形をご確認ください。
5	業務実施にあたり、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関等へのヒアリングを想定しているか。	各事業者様のご判断にお任せしております。弊機構としては、仕様書記載の事項を実施出来れば調査手段に特別な制限はありません。